

第 2 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 議 録 概 要 版

(平成15年10月28日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第2回 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録概要版

1. と き 平成15年10月28日(火曜日) 13:30～15:49

2. ところ 函館国際ホテル

3. 出席者

(1) 会 長 函 館 市 長 井 上 博 司

(2) 副会長 戸 井 町 長 吉 澤 慶 昭 恵 山 町 長 工 藤 篤
椴法華村長 船 木 英 秀 南茅部町長 飯 田 満

(3) 出席委員(34名)

(函館市)

西 尾 正 範
福 島 恭 二
岩 谷 正 信
小野沢 猛 史
山 鼻 節 郎

(戸井町)

伊 藤 修
吉 田 崇 仁
境 樹 弥
吉 田 悦 也
館 山 澄 子

(恵山町)

石 田 徹 也
斉 藤 明 男
依 田 邦 男
二 木 進
藤 原 靖 孝
斉 藤 賢 三

(椴法華村)

大 津 廣
田 中 孝 司
中 市 敏 樹
佐々木 孫 一
佐々木 正 俊
佐々木 範 子

(南茅部町)

細 井 徹
杉 林 幸 弘
樋 口 廣 文
鎌 田 光 夫
関 根 弘
熊 谷 儀 一

(共通委員)

星 井 英 人 渡 部 正一郎
長 野 章 金 山 正 智
小 川 常 明 河 合 裕 秋

4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会事務局
事務局長 近江茂樹
事務局次長 梅田誠治

5 . 会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 1号 合併の方式について
- 協議第 2号 合併の期日について
- 協議第 3号 市の名称について
- 協議第 4号 事務所の位置について
- 協議第 5号 財産の取扱いについて
- 協議第 6号 地方税の取扱いについて
- 協議第 7号 町字名の取扱いについて
- 協議第 8号 慣行の取扱いについて
- 協議第 9号 広報・広聴事業の取扱いについて
- 協議第 10号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第 11号 5市町村建設計画

(報告事項)

- 報告第 1号 5市町村財政シミュレーションについて

(午後1時30分開会)

会長 挨拶。

会長 最初に、会議録署名委員の選任についてだが、本日の署名委員は戸井町議会議長の吉田委員をお願いをしたい。

それでは、協議に入りたい。

事務局 協議第1号 合併の方式について、調整方針案を読み上げる。

「合併の方式は、亀田郡戸井町、亀田郡恵山町、亀田郡椴法華村、茅部郡南茅部町を廃し、その区域を函館市に編入する編入合併とする。」とする。

会長 第1号について諮る。(異議なし)

会長 協議第1号 合併の方式については、原案のとおり決定。

事務局 協議第2号 合併の期日について、調整方針案を読み上げる。

「合併の期日は、平成16年12月1日を目指す。」とする。

会長 第2号について諮る。

岩谷委員 12月1日を目指すということは、実質来年の6月議会でそれぞれ議決をしなければいけない。そういう点について拙速にならないように、柔軟に住民の意向が十分把握をして審議が尽くされて、全体の合意の中でこのスタートができるようにという前提で、そういう扱いをぜひよろしくお願ひしたい。

会長 平成16年の12月1日を目指すということで、今日時点では確認をさせてほしい。

事務局 協議第3号 市の名称について、調整方針案を読み上げる。

「市の名称は函館市とする。」とする。

会長 第3号について諮る。(異議なし)

会長 協議第3号 市の名称については、原案のとおり決定。

事務局 協議第4号 事務所の位置について、調整方針案を読み上げる。

「事務所の位置は、現函館市役所の位置とする。」とする。

会長 第4号について諮る。(異議なし)

会長 協議第4号については、原案のとおり決定。

事務局 協議第5号 財産の取り扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町の所有する財産は、すべて函館市に引き継ぐものとする。」とする。

会長 第5号について諮る。(異議なし)

会長 協議第5号 財産の取り扱いについては、原案のとおり決定。

事務局 協議第6号 地方税の取り扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「地方税は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条第1項の規定により、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。ただし、南茅部町の入湯税については、平成17年度から5カ年度は不均一課税とする。」とする。

現在この函館市においては、日帰りの入湯税について、課税免除の適用がございまして、これに当てはめると、合併後、戸井町、椴法華村については、この課税免除の該当になり、南茅部町のみが今の市の課税免除の該当に当たらないということで、南茅部町の入湯税については、平成17年から5カ年は不均一課税とする、としている。

会長 第6号について諮る。（異議なし）

会長 協議第6号については、原案のとおり決定。

事務局 協議第7号 町字名の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「1 函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の町字の区域については、現行のとおりとする。

2 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の区域内の町名については、4町村の意向を尊重する。」とする。

事務局としては調整方針案として3案を提案。

案1 旧町名プラス字名を新町名とし、そのうち字名から字を取るという形の提案。

（例）亀田郡戸井町字原木町 函館市戸井町原木

案2 旧字名を新町名とし、類似の場合は旧町村名をつける。

（例）亀田郡戸井町字原木町 函館市原木町
亀田郡椴法華村字八幡町 函館市椴法華八幡町

案3 旧町村名プラス字名を新町名とする。

（例）亀田郡戸井町字原木町 函館市戸井町原木

星井委員 例えば函館市椴法華町八幡町だと、あて名を書くとか、実際手で書いて目で追うという仕事が多いと思う。配達業務とか、そういうものに関して。かなり間違える場合があるのではないのかと。現実的には難しいのかなと思う。

会長 ただいま、お聞きのようなご意見が出たが、ほかにご意見ありますか。

樋口委員 もう一度地元に戻って、住民の方とか議員さんを含めた中で相談してみたいと思うので、できましたらここで決定ということにしないでもらいたい。

渡部委員 どの案で決定するかは、4町村ばらばらでもいいのか。

会長 町村の意向を尊重すれば、ばらばらもあり得るが、これは全体的に見る必要がある。

西尾委員 一定程度将来的には融合をして、一つの自治体となっていくためには、消せるものは消した方がいいと。これは銭亀沢村、あるいは亀田市が合併したときに、亀田も函館市の旧町名と重なっている部分、函館市本町、亀田市にもあったので、亀田本町というふうに使っている。重なっていない町名については、それぞれの旧町村名を外してしまって、銭亀沢、亀田方式で、将来の融合ということを考えれば、消した方がいいのではないかと。

斉藤委員 4町村である程度統一した見解をとった方がいいのかなと、こういう気もするので、来月の末の法定協議会、第3回ですか、それまでにはある程度結論を出したい。

会長 市町村長でもう一度協議をして、原案を固めて再度この協議会にお諮りをするというふうにしてほしい。

事務局 協議第8号 慣行の取り扱いについて、調整方針案を読み上げる。

- 「1 市町村章、市町村民憲章については、函館市の市章、市民憲章を用いるものとし、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の町村章、町村民憲章については、各地域の章、憲章として伝承していく。
- 2 市町村の花、木、鳥、魚については、函館市の花等を用いるものとし、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の花等については、各地域の花等として伝承していく。
- 3 消防出初め式については、函館市の制度に統一する。
- 4 成人式については、函館市の制度に統一する。」とする。

岩谷委員 合併方式が編入合併ということが基本前提になっているため、大体すべてが函館市の制度、習慣、それぞれ含めて、函館市の制度に合わせるというのが基本であるということで、提案されていると思う。

しかし、地域のそれぞれの歴史的な経過だとか、各住民のいろいろな長年親しんできた習慣、風土というものがあるため、そういうものが地域のものとして伝承してやっていくということにして、このことについては基本的にいいのではないかなというふうな

思うが、むしろ函館市のものを変えるというものもあっていいのではないかと、例えばこの鳥については函館がヤマガラ、戸井町がカモメ、南茅部町がオオルリということで、恵山、楳法華では記述がないが、むしろこの海を共通したテーマとして海洋都市として生きていくのであれば、5市町村のシンボルの鳥としては、むしろカモメでいいのではないかというふうに思うので、函館市がヤマガラだということであれば、函館市の条例を変えて、思い切ってカモメにすればいいのではないかと。

会長 市の観光のシンボルマークなどでもカモメは使われているが、制定の経緯もあるので、持ち帰って検討したい。

衣田委員 消防出初め式について、函館市は1月7日、4町村では1月2日だが、1月7日に統一してやっていけるのだろうか。成人式についても、同様に統一して開催することができるのだろうか。

岩谷委員 成人式について、従来函館市が亀田市、あるいは銭亀沢村とのこの合併と今回違ってきて、距離もかなりある。そのときの天候模様もあり、車でなければほとんど来られないわけで、そういう距離ということを考えたら、それでいいのだろうか。もっと工夫があったり、地域で全部統一してやらなければいけないのかどうなのか。

会長 成人式と消防出初め式ですね。5人の首長さん方といろいろ協議をし、それぞれの地区でもやったらどうかという意見もいろいろ出た。そのことがいつまでも統一感を妨げるのではないかと。いろいろなご意見があったが、最終的に函館市の出初め式、あるいは成人式に合わせてやるのが一体感を持つということで望ましいということから、このご提案になったという経緯がある。

杉林委員 今まで各地域において、例えば出初め式であれば1月の2日という、この日取りをしていたところにやっぱり重大な意義がある。いわゆる地域の消防団の場合は特に漁業者が多いわけですし、漁業者の場合は例えばその時期であれば、スケソウ網が1月の4日とも5日の網揚げということになりますので、いわゆる漁期が始まってからでは、出初め式に参加もおぼつかないという、そういう状況の中で、正月早々2日であるけれども挙行しようと。

成人式であればやっぱりお正月に帰ってくる子供たちが何年かぶりに会う楽しみもあって、この機会にぜひしてくれないか。あるいは地域によってはお盆であればみんなが帰ってくるという、そういうやっぱりこの日程でやってきたそれなりの経過があると。

会長 協議第8号については、次回以降の継続協議とさせてほしい。

事務局 協議第9号 広報・広聴事業の取り扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「1 広報・広聴事業は函館市の制度に統一する。

2 法律等相談事業は、函館市の制度に統一する。」とする。

吉田委員 法律相談が統一されると、私どもは本庁まで法律相談に行かなければならぬので、弱者というか、マイカーに乗れない人方はバスと電車で行くことになりですね、本庁までこの法律相談に。そうなればこれ大変な苦勞だなと。

私どもも、この法律の毎週水曜、金曜のこの第2火曜日をできれば出張してもらえれば、大変ありがたい。

事務局 合併後につきまして、速やかに協議を進めて4町村にも出向くような、そういう体制での法律相談ということで進めていきたい。

会長 他にご意見はないか。原案のとおり決定してよいか。(異議なし)

会長 協議第9号については、原案のとおり決定。

事務局 協議第10号 国民健康保険事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「国民健康保険事業は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

ただし、南茅部町の保険料率については、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。」とする。

保険料について、南茅部町がなぜ不均一になるのかということ、総世帯数で1,646世帯、このうち減額となる世帯が513、逆に増額となる世帯が1,133ということで、約倍近い世帯が増額になることから、このような取扱いとした。

飯田副会長 こういう方向で了解してほしいと住民説明するため、少し時間がほしい。最終的にはこの案で了解してもらおう。

会長 最終決定は次回以降ということにさせてもらい、概ねこれで内諾の形での継続協議という扱いにさせてほしい。

事務局 協議第11号 5市町村建設計画

建設計画の位置づけと構成ですが、合併特例法第5条第1項により、

合併市町村の建設の基本方針。

合併市町村またはそれを包括する都道府県が実施する建設の根幹となるべき事業に関する事項。

公共施設の統合整備に関する事項。

財政計画。

の4点を含めた計画とすべきことが定められている。同じく合併特例法の第5条第3項におきまして法定協議会で作成し、あらかじめ都道府県知事と協議することとなっている。(今回配付した基本計画について、構成を説明)

会長 今回は建設計画のつくりの説明であり、次回以降ご意見・ご質問をいただいでいくというふうにしたい。

長野委員 国とか道では水産基本計画ということで、具体的に数値目標をもって10年後はこうなると。こういう計画についても、後継者が、ここ10年で4,700人が、私の推測では1,400~1,500人になってしまうのではないかと思う。こういう危機的な状態なので、シミュレーションして数字を示しながらこうしなければいけないのではないかということやっていかなければ、この水産業のシミュレーションというか後継者等のシミュレーション等もぜひやっていったらいいのではないか。

事務局 全国的なレベル、あるいは全道的なレベル、そういった数値などを考えながら地域の漁業後継者対策、そういったものに取り組んでいく必要があるというふうと考えており、4町村だけではなく5市町村として、そういった計画を登載していきたい。

関根委員 会議所と商工会が合併するのか、促進するのか、どういうふうに進めるか大変な問題である。

会議所と合併するのか、商工会だけ合併するのか。

事務局 必ずしも商工会議所に商工会が合併するというものではなくて、それぞれの地域事情に応じながら枠組みを、お考えいただくことになろうかと思う。

事務局 報告第1号 5市町村の財政シミュレーション

平成16年から平成32年までの17年度分を財政のシミュレーションの対象とします。この17年を分けると、まず合併して特例債が受けられる部分というのが10年。11年から15年目に当たりまして地方交付税が減額。それに合併の年16年と、実際に15年が経過した後の16年目の姿がどうなるかという部分の年数を含めて、17年としている。

シミュレーションは17年分だが、建設計画の中における財政計画は10年分をそれ

ぞれ示すということで考えている。

まず、現行制度で単独運営をした場合の推計方法については、歳入は、地方税・交付金・地方交付税等については、国の試算あるいは現在の経済社会情勢を踏まえながら、過去3年程度の実績等も考慮しながら算定している。

同様に国庫支出金あるいは道の支出金については、大きい部分は扶助費。過去の実績から比較しても伸びているという状況であるため、これはプラス要素として見ている。

地方債も現行制度で見込むとともに、減税補てん債あるいは臨時財政対策債というものがあるが、こういうものを見込んだ形で歳入を見ている。

歳出は、人件費、職員数は現員を基本として過去の実績により算定した。

公債費についても地方債の発行の見込みに基づき算定した。

普通建設事業費については、過去の実績等により、毎年度分の通常分として115億円。

それから、新規分として平成16年、17年は40億円。18年以降については、30億円を基本に、そのほかに港湾事業等も見込んでいる。

行財政対策の効果額は職員数の削減あるいは給与等の見直しの内部努力、受益者負担の適正化や施策の見直し等見込んでいる。

次に、合併した場合の財政シミュレーションの条件設定については、

歳入では、合併特例法に定められている普通交付税28億5,000万円。合併特例債。これは合計で323億円。臨時的経費の財源として市町村の補助金、これは5億7,000万円。特別交付税として9億7,000万円を見込んでいる。

歳出では、臨時的経費ということで、合併した場合に電算システムあるいは消防の通信設備費が平成16年で8億、それから17年度で1億を見込んでいる。この16年度の8億は、ほとんどが電算システムの統一に伴う経費である。

議員報酬あるいは特別職の給与等は、議員報酬につきましては在任特例・定数特例等を適用するものとし、特別職の給与等につきましても2年間在任するというので、それぞれ仮定をし算定した。

その他の臨時的経費としては、平成16年度で9億円。それから平成17年度で2億円。

事務費については、平成16年も2億円、17年度も2億円だが、それ以外の7億円につきましては、合併に伴う退職手当の部分の措置の経費として出ている。

その他各種の事務事業の調整に伴います影響額等については、平成16年度で4億円。平成17年度以降については8億円を見込んだ。

合併特例事業費 平成17年度から10年間それぞれ新規の枠として15億円。

さらに15億円程度を合併特例債に振りかえるということで、合計で30億、それを10年間見込んだ。

地域振興のための基金の積み立て。17年度に40億円を見込み、地方交付税につい

ては、本来合併するとした後の自治体は、1本で交付税算定されるのが普通だが、この合併の特例の中では10年間は合併しなかったものとして、それぞれの5市町村で普通交付税を算定したものを合算して交付する、大体年10億円程度、1本算定と合算後の算定では10億円程度の差がある。

それから、合併直後の臨時的経費に対する財政措置は、28億5,000万円で、5年間ということで、1年間に5億7,000万円掛ける5年という数値になっている。

特別交付税 公共料金の統一あるいはネットワーク化に要する経費等の包括的な措置として、これも合併後3年間で4億7,000万円。そのほかに合併以降経費に対する財政措置ということで、これは対象経費の2分の1だが、5億円程度を見込んでいる。

合併特例債 全体的な事業費は300億で、これの95%が起債が認められる。

起債の償還については、このうちの70%が普通交付税として措置をされる。

市町村振興のための基金造成。起債の可能活用額につきましては38億。

トータルで、国の財政支援措置の活用額については366億9,000万円を見込んだ。

1、まず合併前の現行制度で単独運営をした場合。

函館市 平成16年度から19年度までは単独で赤字になっているが、20年以降からは黒字に転換する。こちらについては中期財政試算をもとにし、先ほどの行財政改革の効果額も算入した数値。

戸井町 平成16年度からの歳入歳出の差引額が、ずっとマイナス。

恵山町、楡法華村、南茅部町についても同様の傾向。

5市町村計 平成22年度で3億2,100万円の単年度黒字になるが、累計ではまだ117億円の赤字というような形で、最終的に一度また5市町村の計については、状況が悪くなるが、平成25年度当たりからまた単年度黒字が生まれてくるという、そういうつくりで平成32年までの表を示している。

2、合併後どうなるかという形のシミュレーション。

収支については、平成16年度は合併による影響試算により16年度はマイナスの15億円程度。18年度、19年度、20年度あたりは2億から3億円程度がプラスになるだろうということだが、最終的な収支は、平成16年度では48億円、平成17年度は24億円、18年度、25億円、それぞれマイナス、赤字の形になっている。平成21年度からようやく黒字の部分が見えてくるが、またその後も若干赤字の形となっている。

これを埋めるための措置として、まず合併後のスケールメリット。これは職員の削減等による効果額を17年度から見ているが、基金あるいは起債の活用ということで、こちらについても5か年度程度活用して、平成20年まで基金等の活用をしていくということで、大体この合併の5か年度、当初の部分については、費用も非常にかかる。

また財源措置も前5か年の方に集中をしている。ここの部分で黒字に転換するという

形にはなり得ない。

5年間経過した後、徐々にこの財政の形がよくなっていくという、そういう流れで財政シミュレーションを策定している。

結論的にいえば、五つの市町村がばらばらにやっていると財政的に非常に厳しくなるけれども、五つが一緒になって国の財政支援等を受けながら事業展開をし、財政的には見通しとしては明るくなると、そういうふうにご理解をいただきたい。

事務局 5市町村のあすを考えるとという部分の冊子22ページものだが、こちらについては合併を考えるとということで、住民の皆様の合併の検討の資料になるだろうということで5市町村すべて全戸配布、予定では11月の上旬には皆様の家庭にこれが全部配布される。

(事務局から案内)

・次回の会議開催日程

と き：平成15年11月26日(水)14時~

ところ：ホテル函館ロイヤル(函館市)

(午後3時49分 閉 会)